【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月２日
【会社名】	新日本製鐵株式會社
【英訳名】	NIPPON STEEL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宗 岡 正 二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
【電話番号】	（03)6867-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 新 海 一 正
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
【電話番号】	（03)6867-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 新 海 一 正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西５丁目14番地の１）

1【提出理由】

当社は、住友金属工業株式会社（以下、「住金」）との間で、当社を完全親会社、住金を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行ったうえで同日に当社を存続会社、住金を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行う二段階の法的手続きにより、平成24年10月１日に両社が経営統合すること（以下、「本経営統合」）につき最終的に合意し、平成24年４月27日開催の当社取締役会において決議のうえ、住金との間で、同日、本合併に係る合併契約と併せて、本株式交換に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。なお、住金との合併契約の締結については、本日、別途臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますので、そちらをご参照下さい。

2【報告内容】

１．本株式交換の相手会社に関する事項

（１）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成23年３月31日現在）

商号	住友金属工業株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区北浜四丁目５番33号
代表者の氏名	代表取締役社長 友野 宏
資本金の額	262,072百万円
純資産の額	（連結）818,080百万円 （単体）612,522百万円
総資産の額	（連結）2,440,761百万円 （単体）2,131,438百万円
事業の内容	製鉄事業（鉄鋼の製造・販売）等

（２）最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）　（単位：百万円）

（事業年度）	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期
売上高	1,844,422	1,285,845	1,402,454
営業利益	226,052	△928	56,301
経常利益	225,736	△36,634	34,049
純利益	97,327	△49,772	△7,144

（注）△は損失を示す。

（単体）　（単位：百万円）

（事業年度）	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期
売上高	1,246,074	830,486	907,749
営業利益	187,609	19,530	34,684
経常利益	191,163	18,491	35,421
純利益	90,771	△9,616	15,954

（注）△は損失を示す。

（３）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成23年９月30日現在）

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
住友商事株式会社	9.54
当社	9.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.91
株式会社神戸製鋼所	2.34

（４）当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

① 資本関係

平成23年９月30日時点で、当社は住金の発行済株式の9.40%に相当する451,761千株を保有しており、住金は当社の発行済株式の4.23%に相当する287,613千株を保有しています。

② 人的関係

重要事項はありません。

③ 取引関係

鉄鋼等の半製品及び製品について、当社と住金との間で売買等の取引があります。

２．本株式交換の目的

（１）経営統合の目的

当社と住金は経営統合により、それぞれが培ってきた「優れた経営資源の結集と得意領域の融合」を徹底的に追求することに加え、「国内生産基盤の効率化と海外事業の拡大」などの事業構造改革も加速化します。これらを早期に実現することで、スケール、コスト、テクノロジー、カスタマーサービス等、すべての面でレベルアップした、『総合力世界№1の鉄鋼メーカー』を目指してまいります。

統合会社は、世界一の技術とものづくりの力により、鉄鋼製品という産業基礎素材の可能性を極限まで追求することで、内外のお客様の発展に貢献するとともに、日本及び世界経済の成長と豊かな社会の創造に寄与してまいります。

（２）経営統合の方法

下記のとおりの二段階の法的手続き、すなわち株式交換を行ったうえで同日に吸収合併を行う方法により経営統合することといたします。

第一段階：株式交換

本年10月１日（予定。以下、「統合期日」）に、当社が当社を除く住金の全株主に当社株式を交付することにより、住金の発行済株式の全部を取得する本株式交換を行い、当社は住金の完全親会社となる。

第二段階：吸収合併

統合期日に、本株式交換の効力発生を条件として、当社を存続会社、住金を消滅会社とする本合併を行う。

経営統合の方法に関し、昨年９月22日の統合基本契約締結時点では、株式交換を経ずに吸収合併を行うこと（以下、「単純合併」）を予定しておりましたが、統合対象資産の一部に係る豪州税法上の課税繰り延べ措置の適用を確実に受けることができるよう、専門家の意見を踏まえて、上記の通り、日本の法令上も適法かつ有効な二段階手続きに変更することといたしました。

この方法の変更は、当社及び住金の企業価値を損なうことなく経営統合の実現を目指すものであり、両社の

株主の皆様の利益に適うものと考えております。また、二段階手続きを経たうえでの経営統合後の会社は、当初予定しておりました単純合併手続きによる場合と変わるところはございません。

３．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

（１）本株式交換の方法

当社を完全親会社、住金を完全子会社とする株式交換といたします。なお、当社及び住金は、本年10月1日に本株式交換を行ったうえで、本株式交換の効力発生を停止条件として、同日に本合併を行うことによる経営統合を予定しております。

（２）本株式交換に係る割当ての内容

株式交換比率（住金の株式１株に対して交付する当社の株式の割当比率）

	当社	住金
株式交換比率	1	０．７３５

（注１）本株式交換により交付する当社の株式数：3,200,346,201株（予定）

（注２）当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が住金の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における住金の各株主に対し、その有する住金の株式１株に対して、当社の株式0.735株を割当て交付いたします。（なお、当該株式交換比率は、当社及び住金が昨年９月22日に合意・決定した単純合併に係る株式の割当比率と同一です。）ただし、当社が保有する住金の株式（平成24年３月31日現在451,761,720株）については、当社の株式の割当てを行いません。

（注３）本株式交換に伴い、当社の株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる住金の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

（３）その他本株式交換契約の内容

別紙１「株式交換契約書」をご参照下さい。

４．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

別紙２「株式交換比率の算定根拠等」をご参照下さい。

５．本株式交換の後の統合会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新日鐵住金株式会社
本店の所在地	東京都千代田区
代表者の氏名 （就任予定）	代表取締役会長 兼CEO　宗岡 正二 代表取締役社長 兼COO　友野 宏
資本金の額	４，１９５億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	製鉄事業（鉄鋼の製造・販売）等

以 上

別紙１

株式交換契約書

新日本製鐵株式会社（以下、「甲」という。）及び住友金属工業株式会社（以下、「乙」という。）は、平成24年４月27日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

なお、甲及び乙は、本契約締結と同時に両者間で締結する合併契約の定めに従い、第１条に定める本株式交換の効力発生を停止条件として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）を行うことを企図している。

第1条（株式交換）

1．甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。

2．本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商 号： 新日本製鐵株式会社

住 所： 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

(2) 株式交換完全子会社

商 号： 住友金属工業株式会社

住 所： 大阪市中央区北浜四丁目５番33号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に0.735を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式１株につき甲の株式0.735株の割合をもって割り当てる。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

(1)資本金　： 金０円

(2)資本準備金： 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3)利益準備金： 金０円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成24年10月１日とする。但し、本株式交換又は本合併の手続の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（株式交換承認総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第6条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場

合、本契約に従った本株式交換又は本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第7条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年４月27日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
新日本製鐵株式会社
代表取締役社長　宗 岡 正 二

乙：大阪市中央区北浜四丁目５番33号
住友金属工業株式会社
代表取締役社長　友 野　 宏

別紙２

株式交換比率の算定根拠等

１．算定の基礎

当社及び住金は、本経営統合の統合比率（昨年９月22日の統合基本契約締結時点では合併比率を指し、本年４月27日の株式交換契約締結時点においては株式交換比率を指す。以下、同じ。）の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに統合比率に関する財務分析を依頼し、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー」）、メリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ日本証券」）、みずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）及びJPモルガン証券株式会社（以下、「J.P.モルガン」）をそれぞれ起用いたしました。また、住金は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下、「ＳＭＢＣ日興証券」）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」）、ドイツ証券株式会社（以下、「ドイツ証券」）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」。なお、同社は、平成24年４月１日に大和証券株式会社と合併しております。）をそれぞれ起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる昨年９月22日付の統合比率に関する財務分析の概要については、別紙2-1「統合（合併）比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。

２．算定の経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー、メリルリンチ日本証券、みずほ証券及びJ.P.モルガンによる統合比率に関する財務分析の結果を参考に、住金は、ＳＭＢＣ日興証券、ゴールドマン・サックス、ドイツ証券及び大和証券キャピタル・マーケッツによる統合比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で統合比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、昨年９月22日、本紙の３.(2)記載の株式の割当比率を統合比率とすることが妥当であるとの判断に至り、統合基本契約を締結いたしました。

なお、その後、上述のとおり、本経営統合の方法を二段階手続きに変更することといたしましたが、当初予定しておりました単純合併による場合と、株式交換を行ったうえで同日に吸収合併を行う二段階手続きによる場合とで、当社及び住金の１株あたり株式価値や本経営統合後の会社は変わるところはないことから、この手続き変更によって、住金の株式１株に対して交付すべき当社の株式の割当比率は影響を受けるものではありません。

また、両社は、昨年９月22日以降における各社の状況を勘案し、それぞれ、公開情報及び財務アドバイザーに対して提供した情報の範囲内での各々の財務アドバイザーからの助言も踏まえたうえで、昨年９月22日以降において住金の株式１株に対して交付する当社の株式の割当比率の見直しを要するような事由は発生していないことを確認しております。

以上を踏まえ、当社及び住金は、本年４月27日に、昨年９月22日の統合基本契約において合意した統合（合併）比率と同一の比率にて株式交換を行うことを合意・決定し、本株式交換契約を締結いたしました。

３．財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー、メリルリンチ日本証券、みずほ証券及びJ.P.モルガン、住金の財務アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券、ゴールドマン・サックス、ドイツ証券及び大和証券キャピタル・マーケッツは、それぞれ当社及び住金の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

４．上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、住金は平成24年９月26日を目途に、各金融商品取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。もっとも、本株式交換にあたり、住金の株主に対価として交付される当社の株式は当該各金融商品取引所に上場されております。

５．公正性を担保するための措置

当社は、上述の統合比率に関する財務分析の結果の受領に加え、昨年９月22日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー、メリルリンチ日本証券、みずほ証券及びJ.P.モルガンから、それぞれ別紙2-1に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された統合（合併）比率が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。また、住金は、上述の統合比率に関する財務分析の結果の受領に加え、昨年９月22日付にて、ＳＭＢＣ日興証券、ゴールドマン・サックス、ドイツ証券及び大和証券キャピタル・マーケッツから、それぞれ別紙2-1に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された統合（合併）比率が住金の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

６．利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、当社と住金との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

統合（合併）比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

当社及び住金が、それぞれ各財務アドバイザーから財務分析の結果報告を得た平成23年９月22日の時点においては、本経営統合の方法として単純合併が予定されていたことから、かかる財務分析は単純合併を前提として行われ、これらの報告においては、いずれも合併手続き上の合併比率についての評価がなされております。したがって、本別紙における「本合併」は単純合併のことを指します。

１． 当社の各財務アドバイザーによる分析概要

（三菱UFJモルガン・スタンレー）

三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社及び住金のそれぞれについて、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析に基づく分析結果を総合的に勘案して本合併の合併比率の分析を行っております。なお、市場株価分析については、平成23年9月21日を算定基準日（以下「基準日①」）として、東京証券取引所における基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値及び基準日①の株価終値、並びに「新日本製鐵㈱と住友金属工業㈱の経営統合に向けた検討開始について」が発表された平成23年2月3日の前営業日である平成23年2月2日を算定基準日（以下「基準日②」）として、東京証券取引所における基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値及び基準日②の株価終値に基づく合併比率の評価レンジを採用致しました。また、DCF分析については、当社から提供された各社のスタンド・アローン ベースの本合併による影響を加味していない財務予測を算定の基礎と致しました。

三菱UFJモルガン・スタンレーによる本合併における合併比率の評価結果の概要は、以下のとおりです（当社の株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。）。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価分析（基準日①）	0.697 ～ 0.722
市場株価分析（基準日②）	0.676 ～ 0.716
類似企業比較分析	0.599 ～ 0.804
DCF分析	0.630 ～ 0.770

合併比率の分析の前提条件及び免責事項については（注1）を御参照ください。

（メリルリンチ日本証券）

メリルリンチ日本証券は、当社及び住金の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の業績の内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDCF分析を行い、両社の1株あたり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく合併比率の分析を実施致しました。

市場株価分析については、(1)平成23年9月16日（以下「基準日①」）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)本合併に関する対外発表（「新日本製鐵㈱と住友金属工業㈱の経営統合に向けた検討開始について」）がなされた平成23年2月3日の前営業日である平成23年2月2日（以下「基準日②」）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値を算定の基礎と致しました。また、DCF分析については、当社から提供された各社のスタンド・アローン ベースの財務予測を算定の基礎と致しました。メリルリンチ日本証券が当社及び住金の1株あたり株式価値の算定にあたって使

用した主要な評価方法並びにかかる1株あたり株式価値の算定結果に基づく合併比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の合併比率の評価レンジは、住金の株式1株に割り当てる当社の株式数の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価分析（基準日①）	0.696 ～ 0.722
市場株価分析（基準日②）	0.676 ～ 0.715
類似企業比較分析	0.500 ～ 0.741
DCF分析	0.677 ～ 0.748

合併比率の分析の前提条件及び免責事項については（注1）及び（注2）を御参照ください。

（みずほ証券）

みずほ証券は、市場株価基準法、類似企業比較法、DCF法及び貢献度分析による分析を行いました。各手法における評価レンジは以下のとおりです。なお、下記の合併比率の評価レンジは、当社の株式１株あたりの株式価値を１とした場合の住金の１株あたりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

また、市場株価基準法については、平成23年9月21日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。なお、DCF法については、当社から提供されたスタンド・アローン ベースでの各社の財務予測を算定の基礎と致しました。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.697 ～ 0.722
類似企業比較法	0.482 ～ 0.823
DCF法	0.601 ～ 0.767
貢献度分析	0.544 ～ 0.791

合併比率の分析の前提条件及び免責事項については（注1）を御参照ください。

（J.P.モルガン）

J.P.モルガンは、当社及び住金の株式の価額について、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社についての公開情報、当社からJ.P.モルガンに対して提出された、それぞれの財務予測に基づく類似企業比較法及びDCF法による算定を行いました。そして、各手法による算定の結果、本合併については以下の合併比率の評価レンジを示しました。なお、以下の合併比率の評価レンジは、住金の株式1株に対して割り当てられる当社の株式数の評価レンジを記載したものです。

また、市場株価平均法については、平成23年9月21日（以下「基準日」）を算定基準日として、基準日における両社の東京証券取引所市場における株式の普通取引の終値、並びに基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社のかかる終値の単純平均値を算定の基礎としております。なお、DCF法については、当社から提供された各社のスタンド・アローン ベースの財務予測を算定の基礎としております。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.697 ～ 0.722
類似企業比較法	0.560 ～ 0.803
DCF法	0.622 ～ 0.779

合併比率の分析の前提条件及び免責事項については（注1）及び（注3）を御参照ください。

（注1）

三菱UFJモルガン・スタンレー、メリルリンチ日本証券、みずほ証券及びJ.P.モルガン（それぞれを以下「当社財務アドバイザー」）は、別紙２「５．公正性を担保するための措置」で言及された意見書（以下「意見書」）の作成・

提出及びその基礎となる合併比率の分析に際し、両社から提供を受け又は両社と協議した情報、当社財務アドバイザーが検討の対象とした又は当社財務アドバイザーのために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、すべて正確かつ完全なものであること、また合併比率の分析に重大な影響を与える可能性がある事実で当社財務アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。

加えて、両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により意見書又は分析の日付時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、当社財務アドバイザーは、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、当社財務アドバイザーの意見書及び分析は、当社の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、当社取締役会が本合併に係る合併比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、当社財務アドバイザーは、本合併について開催される当社の株主総会における当社の株主の議決権行使又はその他の行動に関して意見を述べたり、また、本合併への賛同を推奨したりするものでもありません。

当社財務アドバイザーの意見書及び分析は、意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において当社財務アドバイザーが入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては異常に不安定な状況が継続しておりますが、当社財務アドバイザーは、かかる不安定な状況が当社、住金及び本合併に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見若しくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、当社財務アドバイザーは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

当社財務アドバイザーは、本合併に関し、そのサービスに対し、当社からその相当部分について本合併の完了を条件とする手数料を受領致します。

（注2）

メリルリンチ日本証券は、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、メリルリンチ日本証券の分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、当社及び住金並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢並びにその他の事項について多数の前提を置いており、その多くは当社及び住金にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いたいかなる会社にも、当社又は住金と同一のものはありません。これらの分析及び評価は、事業、会社又は証券の価格の鑑定ではなく、かかる分析の結果としての株式価値の範囲は必ずしもこれらが実際に売却される場合の現在又は将来の価格を示すものではなく、これらは分析結果と著しく異なる可能性があります。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

当社又は住金が権益を有する石炭又は鉱石の鉱（採掘）区の埋蔵量又は生産量の推定について、メリルリンチ日本証券は、石炭埋蔵物及び鉱石埋蔵物の技術的な評価又は査定についての専門家ではないため、当社の経営陣により提供された推定に独自の検証を行うことなく依拠しております。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律の下でも当社又は住金の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。また、本合併につき、当社の了解に基づき、一定の会計・税務上の処理が行われ、本合併が、当社又は住金にとって有税取引とならないことを前提としております。メリルリンチ日本証券は、本合併が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従い完了されること、及び本合併に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、当社若しくは住金又は本合併が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提としております。

当社は、メリルリンチ日本証券の関与から発生する一定の責任に関して、メリルリンチ日本証券に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、本合併に係る財務アドバイザリー・サービスとは別に、当社及び住金に対して投資銀行サービス、商業銀行サービス及びその他の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。さらに、メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、その通常の業務において、自己又は顧客の勘定で、当社及び住金の株式、債券その他の証券や金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務）に対して投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション又はショート・ポジションを保有し又はかかるポジションにつき資金を提供し、それらに関する取引の実行等をする可能性があります。

メリルリンチ日本証券の意見は、本合併における合併比率に係る当社にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本合併の形態等を含むその他の側面について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、他の戦略又は取引との比較における本合併の相対的な利点について、また本合併の実施に関する当社の業務上の意思決定についても、何ら意見又は見解を表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、当社の株式の発行時における実際の価値について、また本合併の発表後又は完了後に取引される当社の株式の価格又はその売買の是非について一切意見を表明するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、法律上・会計上・税務上の助言を行うものではありません。

（注3）

J.P.モルガンは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社又は住金の信用力についての評価を行っておりません。J.P.モルガンはまた、本合併が、当社との間の協議において又は当社から提供を受けた資

料にて説明された税務効果があること、及び統合基本契約に規定されたとおりに実行されること、並びに統合基本契約の最終版がJ.P.モルガンに提出されていたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J.P.モルガンは、統合基本契約及びこれに関連する契約において当社及び住金が行った、又は、行う表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来にわたり真実かつ正確であることを前提としております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J.P.モルガンは、本合併の実行に必要なすべての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社若しくは住金又は本合併の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

意見書は、本合併における合併比率が当社にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、また、本合併を実行するという当社の決定の是非、意思決定の過程の妥当性若しくは適切性について意見を述べるものではありません。また、本合併に関して当社の取締役会又は取締役が表明する意見の内容について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、将来において取引される当社の株式又は住金の株式の価格に関し、意見を述べるものではありません。

当社及び住金のいずれも、J.P.モルガンによる本合併の分析に関連してJ.P.モルガンに提出した内部財務予測を一般には公表しておらず、また、これらの財務予測は一般に公開することを目的としては作成されておりません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ両社の経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測と大幅に異なる可能性があります。

上記の本合併における合併比率の算定の結果及びその算定の手法の概要は、J.P.モルガンによる分析又はデータをすべて記載したものではありません。意見書は複雑な過程を経て作成されており、その分析結果の一部又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P.モルガンの分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなく、その一部又は要約を選択することは、J.P.モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらすおそれがあります。J.P.モルガンは、その意見を表明するにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また、個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ.P.モルガンの意見を裏付けたか、又は、裏付けることができなかったかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P.モルガンは、意見を表明するにあたり、その分析及び要因を全体的に考慮致しました。上記分析に際して比較対象として検討されたいかなる会社も、当社又は住金の事業部門又は子会社と同一ではありません。但し、比較対象として検討された会社は、J.P.モルガンによる分析の目的上、当社又は住金とそれぞれ類似すると考えられる事業に従事する公開会社であるという理由により選択されたものです。なお、J.P.モルガンによる分析は、当社又は住金との比較対象として検討された会社の財務及び事業上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。

J.P.モルガンは、本合併に関する当社の財務アドバイザーであり、当社は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P.モルガンを補償することに同意しております。J.P.モルガン及びその関係会社は、本段落に記載されるもの以外に、当社又は住金のために商業銀行業務又は投資銀行業務を提供し、これに関して通常の報酬を受領することがあります。さらに、J.P.モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、当社又は住金が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P.モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。J.P.モルガンによる意見書は、将来における当社又は住金若しくはそれらの関係会社とJ.P.モルガン及びその関係会社の取引関係を一切制限するものではなく、J.P.モルガン及びその関係会社は、当社又は住金若しくはそれらの関係会社に対して、投資銀行業務その他の金融商品取引関連業務等を将来行い、報酬を受領する可能性があります。

２． 住金の各財務アドバイザーによる分析概要

(ＳＭＢＣ日興証券)

ＳＭＢＣ日興証券は、住金および当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年9月20日を基準日（以下「基準日」）として、住金につきましては、東京証券取引所市場第一部における住金の株式の基準日から遡ること1週間前、1ヶ月前、3ヶ月前ならびに住金により「平成24年3月期第1四半期決算短信」および「業績予想および配当予想に関するお知らせ」が公表された平成23年7月28日の翌営業日である平成23年7月29日までの各々の期間の終値平均値、当社につきましては、東京証券取引所市場第一部における当社の株式の基準日から遡ること1週間前、1ヶ月前、3ヶ月前ならびに当社により「平成24年3月期第１四半期決算短信」および「平成24年3月期（第2四半期末）配当予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成23年7月27日の翌営業日である平成23年7月28日までの各々の期間の終値平均値をもとに、それぞれ分析しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の評価レンジ

市場株価法	0.71 ～ 0.72
DCF法	0.55 ～ 0.78

これらの前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細は、（注4）をご参照下さい。

(ゴールドマン・サックス)

ゴールドマン・サックスは、「５．公正性を担保するための措置」で言及された意見書を作成する過程の一部において、市場株価分析、類似会社比較分析およびDCF分析を行いました。なお、DCF分析については、公開情報、またその使用につき住金の了承を得た、住金の経営陣により作成された住金の財務予測、および当社の経営陣により作成された当社の財務予測に基づいております。各手法の分析結果は下記のとおりとなります。下記の合併比率の評価レンジは、住金の株式1株に割り当てる当社の株式数を記載したものです。また、市場株価分析については、2011年9月21日（以下「基準日①」）および2011年2月3日（当社および住金の経営統合に向けた検討開始についての発表日、以下「基準日②」）を基準日として、基準日の両社の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の株価終値を参照しております。なお、類似会社比較分析に比較対象として使用されたいかなる会社も、住金または当社と同一視されうるものではありません。ゴールドマン・サックスのアドバイザリー・サービスおよび意見は、住金の取締役会が本合併を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためのみに行われたものであり、当該意見は、住金の株主が統合基本契約において企図されている取引またはその他の事項に関する議決権行使に対して何らかの推奨を行うものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、特定の合併比率を唯一適切なものとして住金またはその取締役会に対して推薦するものではありません。なお、意見書はゴールドマン・サックスおよびその関連会社のフェアネス・コミッティーの承認を得ています。前提条件、手続き、考慮事項、および分析における制約事項の詳細については、下記の（注5）をご参照下さい。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価分析（基準日①）	0.664 ～ 0.747
市場株価分析（基準日②）	0.663 ～ 0.760
類似会社比較分析	0.618 ～ 0.846
DCF分析	0.572 ～ 0.774

また、ゴールドマン・サックスは貢献度分析、および増大／希薄化分析も実施しております。ゴールドマン・サックスは意見書を作成するにあたり、その分析結果の全てを考慮し、そして考慮したいずれの要因または分析をも特に重視するものではありません。

ゴールドマン・サックスの分析および意見は、必然的に2011年9月22日における経済状況、金融環境、市場状況、その他の状況、および当該日現在においてゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂しまたは再確認する責任を負うものではありません。また、両社のコスト削減および事業シナジー予測を含む一定の内部財務分析および財務予測については、住金の経営陣において2011年9月22日時点で得られる最善の予測および判断を反映して合理的に準備されたものであることを、住金の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2011年9月22日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(ドイツ証券)

ドイツ証券は、当社および住金の合併比率の分析および算定にあたり、その基礎となる情報として両社の株式価値に関する評価を行いました。両社の株式価値評価においては、市場株価平均法、類似企業比較法、ならびにDCF法を採用し、当該

合併比率の分析および算定を行いました。ドイツ証券による算定結果の概要は以下のとおりです。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.70 ～ 0.72
類似企業比較法	0.43 ～ 0.78
DCF法	0.53 ～ 0.90

なお、市場株価平均法については、最近における両社株式の市場取引状況を勘案の上、2011年9月21日を基準日として、基準日時点の終値、および、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、ならびに1年間における両社株式の市場取引価格（終値平均）に基づき算定されています。

合併比率の分析および算定にあたり、ドイツ証券は、当該分析および算定を目的として両社から提供された情報および公開情報に依拠しており、その情報の正確性および完全性について独自の検証を行っておりません。したがって、ドイツ証券は当該分析および算定に際し、あらゆる情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性および完全性に依拠しています。また、ドイツ証券は両社のいかなる資産の実査を行っておらず、かつ、両社のいかなる資産または負債（偶発債務を含みます。）について独自の評価または査定を行っておりません。また、主要な資産および負債等に関する調査報告書を含む、評価または査定の提出も受けておりません。ドイツ証券は、両社によって提供された財務予測等の情報に依拠するにあたり、当該予測等が各社の経営陣による依拠時点において考えられる最善の見積りと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。

ドイツ証券の本合併に関する合併比率の分析および算定結果は、上記の市場株価平均法における基準日を除き、2011年9月16日までにドイツ証券が入手した情報および同日現在における経済条件、市場の状況を反映したものであり、ドイツ証券は、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、それら分析および算定結果を更新または修正する義務を負うものではありません。当該合併比率の分析および算定結果は、本合併における合併比率を検討するための参考情報として、住金の取締役会の便宜のためにのみ、提供されたものであり、当社または住金の株主に対し、本合併その他の事項に関しどのように議決権行使を行うべきかについて、何ら勧奨するものではありません。

(大和証券キャピタル・マーケッツ)

大和証券キャピタル・マーケッツは、市場株価法およびDCF法による分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の合併比率の評価レンジは、住金の株式1株に対して割り当てられる当社の株式の数を記載したものです。

なお、市場株価法については、(1)平成23年9月21日（以下、「基準日①」）を基準として、基準日①までの1ヶ月間および3ヶ月間の株価終値平均、ならびに(2)「新日本製鐵㈱と住友金属工業㈱の経営統合に向けた検討開始について」が公表された平成23年2月3日（以下、「基準日②」）を基準として、基準日②までの1ヶ月間および3ヶ月間の株価終値平均を参照しています。

採用手法	合併比率の評価レンジ
市場株価法（基準日①）	0.707 ～ 0.708
市場株価法（基準日②）	0.676 ～ 0.701
DCF法	0.513 ～ 0.759

大和証券キャピタル・マーケッツは、合併比率の分析に際して、住金および当社から提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報が正確かつ完全であ

ることを前提としており、これらの資料および情報の正確性および完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負いません。大和証券キャピタル・マーケッツは、住金および当社ならびにそれらの関係会社の全ての資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券キャピタル・マーケッツは、提供された事業計画および財務予測その他将来に関する情報が、住金および当社それぞれの経営陣による平成23年9月22日時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的な手続に従って作成されていることを前提としており、住金の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券キャピタル・マーケッツの分析は、平成23年9月22日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

（注4）

ＳＭＢＣ日興証券は、フェアネス・オピニオン（以下「本意見」といいます。）を述べるにあたり、検討された財務情報または財務予測を含め、当社および住金のいかなる情報（一般に公開され入手可能であるか、当社または住金から提供されたかを問いません。）についても、その正確性および完全性について独自に検証する責任を負っておらず、また独自に検証しておりません。したがって、本意見を述べるにあたって、ＳＭＢＣ日興証券は、あらゆる情報がすべて正確かつ完全であることを前提とし、その正確性および完全性に依拠しています。ＳＭＢＣ日興証券は、当社および住金の重要な情報が全て適切に開示され、かつ当社および住金の市場株価が当社および住金の重要な情報を全て適切に反映していること、ならびに当社および住金の市場株価に悪影響を及ぼす可能性のある未公表または未開示の情報が存在しないことを前提としております。また、ＳＭＢＣ日興証券は当社および住金のいかなる資産または負債の独自の評価または査定も行っておりません。さらに、本合併による当社および住金に対する財務的影響の分析およびその予測を含め、当社および住金からＳＭＢＣ日興証券に提供され、その分析に利用された財務予測について、ＳＭＢＣ日興証券は、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ当社または住金の入手可能な予測および判断を反映したものであることを前提としております。本意見を述べるにあたり、ＳＭＢＣ日興証券は、当該分析ないし予測またはそれらを基礎付ける前提事項の合理性について何ら意見も表明しておりません。また、本意見は、本合併の実行に必要な一切の政府、監督官庁その他による同意もしくは許認可の取得、その時期または条件等が、本合併を実行した場合に当社もしくは住金の事業の予測される利益に負の影響を与えることなくかかる同意または許認可が得られるものであることを前提としており、ＳＭＢＣ日興証券は、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。本意見に記載された意見は、住金の株主に対して本件に関して株主権の行使その他の関連する事項について何ら推奨を行うものではなく、また、住金の株主やその他の者に対して、住金の株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘もしくは推奨するものではありません。ＳＭＢＣ日興証券の本意見は、平成23年9月22日現在において有効な経済、市場およびその他条件、ならびにＳＭＢＣ日興証券が同日までに入手した情報に基づいております。本意見の表明および分析の後の事象ないし状況により、本意見が影響を受けることがありますが、ＳＭＢＣ日興証券は、本意見を修正、変更または再確認する義務を負うものではありません。

（注5）

ゴールドマン・サックスおよびその関連会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は様々な個人および法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザリー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融および非金融業務およびサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、住金、当社およびそのいずれかの関係会社のエクイティ証券、負債性証券およびその他の証券（または関連デリバティブ証券）および金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、もしくは本合併にかかるいずれかの通貨およびコモディティにつき、自己または顧客の勘定で常に買い持ちまたは売り持ちのポジションを取り、または投資し、積極的に取引を行うまたは取引を成立させることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本合併に関し住金の財務アドバイザーを務め、本合併の交渉に一定の関与をいたしました。ゴールドマン・サックスは、本合併に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本合併の実行を条件としております。）、住金は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、およびゴールドマン・サックスの財務アドバイザー業務に起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは住金および住金の関係会社に対して、平成23年5月に行われた国内公募による第64回無担保社債（2016年5月償還）、および第65回無担保社債（2018年5月償還）の発行（計200億円）の共同主幹事など、一定の投資銀行業務を提供したことがあります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは当社およびその関係会社に対して、平成23年3月に発表された当社を含む投資家グループによるCompanhia Brasileira de Metalurgia e Mineraçãoへの出資における財務アドバイザー、平成23年5月に行われた国内公募による第67回無担保社債（2021年3月償還）の発行（300億円）の共同主幹事など、一定の投資銀行業務を提供したことがあります。ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は過去に提供したこれらのサービスに関して報酬を受領しており、また、将来においても受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、住金、当社およびそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、またそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

統合基本契約に基づいて合意された合併比率に関する意見を述べるにあたり、ゴールドマン・サックスは、本合併に関連して住金および当社が締結した統合基本契約、住金および当社の平成23年3月31日に終了する事業年度までの5事業年度の有価証券報告書、住金および当社の平成23年6月30日に終了した四半期に係る第1四半期報告書、その他の住金および当社によるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション、住金および当社に対する公開証券会社レポート、住金の経

営陣が作成した住金の内部財務分析および予測ならびに当社の経営陣が作成した当社の内部財務分析および予測（それぞれゴールドマン・サックスの使用について住金の了承を得ています。以下「本件財務予測」といいます。）、住金および当社の経営陣により予測・作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき住金の了承を得た本合併によるコスト削減および事業シナジー予測（以下「本件シナジー予測」といいます。）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、住金経営陣から、本合併の戦略的根拠および享受することが期待されている利益に関する評価、両社の過去および現在の事業・財務状況ならびに将来の見通しについて話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、住金および当社の各株式の市場価格および取引状況を検討し、住金および当社の財務および株式市場についての一定の情報を他の公開会社の類似の情報と比較し、国内における最近の経営統合案件の事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

統合基本契約に基づいて合意された合併比率に関する意見を述べるにあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し、またはゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性および完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、本件財務予測および本件シナジー予測については、住金の経営陣において2011年9月22日時点で得られる最善の予測および判断を反映して合理的に準備されたものであることを、住金の同意に基づき、前提としております。ゴールドマン・サックスは、住金または当社もしくはこれらの子会社の資産および負債（偶発的なもの、派生的なものまたは貸借対照表に計上されていない資産および負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書または鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本合併を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、住金または当社、もしくは本合併から予期される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析にとって重要となるような負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本合併は、統合基本契約に規定された契約条件に基づいて成立し、かかる契約条件に関してゴールドマン・サックスの分析にとって重要となるような影響を持つ放棄または修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスは、本合併を行うに際しての住金の経営上の意思決定や住金がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本合併の利点について見解を述べるものではありません。また、いかなる法務、規制上、税務または会計事項について見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは住金の買収あるいは住金との事業統合に関して第三者に働きかけを行うような依頼をされておらず、また実際に働きかけを行っておりません。ゴールドマン・サックスの意見書は、意見書の日付現在、統合基本契約に基づく合併比率が財務的見地において住金の株主（当社を除きます。）にとって公正であることのみを述べており、統合基本契約または本合併に関するその他のいずれの条件または側面、あるいは統合基本契約において企図されるまたは本合併に関連して合意または修正されるその他の合意または法律文書に関するその他のいずれの条件または側面（住金の株式以外の証券の保有者、住金の債権者またはその他の関係者にとっての本合併の公正性、およびこれらの者が本合併に関連して受け取った対価の公正性を含みますが、これに限られません。）に関して意見または考察を述べるものではなく、また統合基本契約に基づく合併比率に関連するか否かを問わず、住金の役員、取締役、従業員等に対して本合併に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性に関する意見・考察を含むものでもありません。ゴールドマン・サックスは、当社の株式のいかなる時点の取引価格、または本合併が住金または当社の支払能力や存続能力、もしくは住金または当社がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についても一切見解を述べるものではありません。

意見書の作成は複雑な過程であり、その一部分の抽出または要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析を全体として考慮することなく一部分の分析結果または上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの意見書の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。公正性に関する決定を行うにあたり、ゴールドマン・サックスは、その分析結果の全てを考慮し、考慮したいずれの要因または分析をも特に重視するものではありません。むしろ、ゴールドマン・サックスはその全ての分析結果を考慮した後、自身の経験および専門的判断に基づいて公正性に関する決定を行っています。

以上